

事前に意見をいただき、資料1、P3～5の記述について、市としての考えを変更表としてまとめております。

<運行での役割>

区 分	変更前	変更後
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察、運輸支局、タクシー協会等との協議・調整。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>停留所の決定（追加）</li> <li>警察、運輸支局、<u>道路管理者</u>、タクシー協会等との協議・調整。</li> </ul>
システム等運用事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>乗降場所案内看板の設置場所に関する関係機関（地元区・自治会を含む）との協議及び設置する。</li> <li>停留所看板の作成及び使用許可申請に要する費用、設置場所の使用料は、受託事業者が負担する。</li> <li>駐車場使用料及び充電設備設置（分電盤工事、200Vコンセント設置、メーター設置等）に要する費用、電気料金、セッティング費はシステム等運用事業者が負担する。</li> <li>利用者や運行に関する分析が可能な統計データ等の報告については、毎月、事故に関する報告書、苦情処理に関する報告については、その都度作成し、速やかに市へ提出する。内容については、別途市と協議する。</li> <li>本格運行に向けて、協賛事業者の獲得準備活動を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>停留所案内看板</u>の設置場所に関する関係機関（地元区・自治会を含む）との協議及び設置する。</li> <li>停留所看板の作成及び使用許可申請に要する費用、設置場所の使用料を負担する。</li> <li>駐車場使用料及び充電設備設置（分電盤工事、200Vコンセント設置、メーター設置等）に要する費用、電気料金、セッティング費を負担する。</li> <li>利用者や運行に関する分析が可能な統計データ等の報告については、毎月、事故に関する報告書、苦情処理に関する報告については、その都度作成し、<u>直ちに市へ提出する</u>。</li> <li>本格運行に向けて、<u>協賛する事業者</u>の獲得準備活動を行う。</li> </ul>
運行事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>乗務員は、本業務に従事している間は常に身分証明書を携帯若しくは掲示する。</li> <li>運行開始前及び定期的に乗務員の研修及び訓練を行う。</li> <li>本業務中の待機、休憩、交代場所は、原則指定された駐車場、公園、停留所が設置されている敷地内で安全に待機、休憩、交代が可能な場所で行う。</li> <li>事故に関する報告書、苦情処理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>運転手</u>は、本業務に従事している間は常に<u>社員証等</u>を携帯若しくは掲示する。</li> <li>運行開始前及び定期的に<u>運転手</u>の研修及び訓練を行う。</li> <li>本業務中の待機、休憩は、原則指定された駐車場、公園、停留所が設置されている敷地内で安全に待機、休憩が可能な場所で行う。</li> <li>事故に関する報告書、苦情処理に</li> </ul>

	に関する報告については、その都度作成し、速やかに市へ提出する。	に関する報告については、その都度作成し、 <u>直ちに</u> 市へ提出する。
関係機関 →自治会 等	・ 停留所確保に協力する	